

公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認できない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、次のとおり同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年8月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
嘉麻市漆生字尻内1567番	田	671
嘉麻市漆生字中鶴1609番	田	969
嘉麻市漆生字中鶴1610番	田	819
嘉麻市漆生字中鶴1663番1	田	999
嘉麻市漆生字中鶴1665番1	田	846
嘉麻市漆生字中鶴1666番1	田	1,875
嘉麻市漆生字浜殿1694番	田	745
嘉麻市漆生字浜殿1707番	田	408
嘉麻市漆生字梁場1714番1	田	2,406
嘉麻市漆生字梁場1714番2	田	851

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となる農地（農地法第33条第1項）

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受け希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
嘉麻市漆生字尻内1567番	令和9年1月1日	10年	50,330
嘉麻市漆生字中鶴1609番	令和9年1月1日	10年	72,670
嘉麻市漆生字中鶴1610番	令和9年1月1日	10年	61,420
嘉麻市漆生字中鶴1663番1	令和9年1月1日	10年	74,930
嘉麻市漆生字中鶴1665番1	令和9年1月1日	10年	63,450
嘉麻市漆生字中鶴1666番1	令和9年1月1日	10年	140,620
嘉麻市漆生字浜殿1694番	令和9年1月1日	10年	55,880
嘉麻市漆生字浜殿1707番	令和9年1月1日	10年	30,600
嘉麻市漆生字梁場1714番1	令和9年1月1日	10年	180,450
嘉麻市漆生字梁場1714番2	令和9年1月1日	10年	63,830

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年9月3日必着

(2) 提出先

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県農林水産部水田農業振興課

(3) 記載事項

- ① 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ③ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- ④ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ⑤ 意見の趣旨及びその理由
- ⑥ その他参考となるべき事項